



教 県 第 5 6 3 - 2 号
令 和 4 年 9 月 2 7 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の陽性者となり外出自粛が求められる場合の
職務に専念する義務の特例について（通知）

下記事項について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年4月22日人事委員会規則12-2）」第2条第13号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和4年9月22日付けで承認がありました。

ついては、今後、県立学校においては、別紙により取り扱うこととしますので、参考として送付いたします。

記

* 特例事項

新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項に基づき外出自粛が求められる場合

担当：県立学校人事課

学事・働き方改革担当 三澤

電話：048-830-6735

別 紙

新型コロナウイルス感染症の陽性者となり外出自粛が求められる場合の
職員の職務に専念する義務の免除について

令和4年9月26日決裁

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症について、令和4年9月26日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく医師の届出（発生届）の対象が、入院が必要な者や重症化リスクのある者等に限定化（全数届出の見直し）されることとなる。

発生届の対象となり、感染症法に基づく就業制限が適用される者については、就業制限が解除されるまで、職務に専念する義務を免除する取扱いとしている。一方、発生届の対象とならない陽性者であっても、感染症法に基づく外出自粛が求められる場合においては、職場における感染症のまん延を防止するため、同様の措置とすることが適当である。

このため、新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、感染症法第44条の3第2項に基づき外出自粛が求められる職員（発生届の対象外）については、職務に専念する義務を免除することによって、職場における感染症のまん延を防止し、業務執行体制を確保する必要がある。

2 対象となる事由

新型コロナウイルス感染症の陽性者となり、感染症法第44条の3第2項に基づき外出自粛が求められる場合

3 免除する期間

感染症法第44条の3第2項に基づき自宅・宿泊施設等からの外出自粛が求められている期間

4 手 続

職員（校長を含む）については、総務事務システムにより校長に申請し、承認を得る（総務事務システムの「休暇・職免等」の申請画面で「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「その他」とする。その際、「備考」に新型コロナウイルス感染症に係る旨を入力する）。（校長専決）

ただし、これにより難しい場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得る。ただし、これにより難しい場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得る。

5 実施時期

令和4年9月26日

新型コロナウイルス感染予防のための出勤自粛の取扱いについて①

A 職員本人に風邪症状がある場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：服薬がない状態で**症状軽快後2日間**

- 出勤する際は風邪症状がないことを事前に管理職に連絡すること
(新型コロナウイルスの陰性を確認するために、PCR検査を受検させることは不要)

B 職員本人が濃厚接触者に指定された場合
(※又は濃厚接触者に該当する場合)

出勤自粛【職務専念義務免除】

期間：健康観察期間（感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間）が経過するまで

※勤務場所において感染者が発生し、保健所等による濃厚接触者の特定がなされなかった場合でも、国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に規定する濃厚接触者に該当する場合、自宅療養又は自宅待機が必要なものとなります

C 職員本人がPCR検査を受検する場合
※自費検査を除く

出勤自粛【職務専念義務免除】

期間：（濃厚接触者）陰性であっても**健康観察期間が経過するまで**（Bケース同様）
（非濃厚接触者）**陰性が確認されるまで** ※有症状の場合には、Aケース同様
※自主的にPCR検査を受検したときで、有症状の場合にはAケースと同様に取り扱う
（無症状の場合、出勤自粛の取扱はない）

D 家族等に風邪症状がある場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：家族等の**症状軽快まで**（事前に管理職に連絡すること）

E 家族等が濃厚接触者となった場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：保健所から家族等が**外出自粛を要請されている間（健康観察期間が経過するまで）**（陰性判明後も健康観察期間が引き続き続く場合、その期間も含む。）

F 家族等がPCR検査を受検する場合
※自費検査を除く

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：保健所から家族等が**外出自粛を要請されている間（健康観察期間が経過するまで）**（陰性判明後も健康観察期間が引き続き続く場合、その期間も含む。）

- (注) ①職員が濃厚接触者に指定された場合やPCR検査を受検する場合には、必ず管理職に報告をさせていただきます。
②出勤自粛の取扱い、管理職への報告については、会計年度任用職員等についても同様に取扱いさせていただきます。

新型コロナウイルス感染予防のための出勤自粛の取扱いについて②

G 職員が検疫法に基づく
停留又は外出自粛等協力
要請の対象となった場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】
期間：停留又は協力要請が解除されるまで

H 職員が海外から帰国し
た場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】
期間：検疫所長の指定する場所で待機する間

I 家族等が検疫法に基づく
外出自粛その他協力要請
を受けた場合

出勤自粛【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】
期間：家族等への協力要請が解除されるまで

その他職免・休暇の取得が可能な場合

職員が国が行う調査に協力し
抗体検査を受検する場合

【職務専念義務免除】

期間：当該検査に要する期間

※日本における新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合に限り、個人で受ける抗体検査は含まない。

妊娠中の女性職員への配慮等

妊娠中の女性職員から相談等があった場合、令和4年4月26日付け教令第117-2号「『妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）』の一部変更について」に従い、適切に対応すること。

家族等に風邪症状があること
から職員が看護又は介護を行
う必要がある場合

【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：家族等の**症状軽快まで**（自身の体調を確認してから出勤すること。）

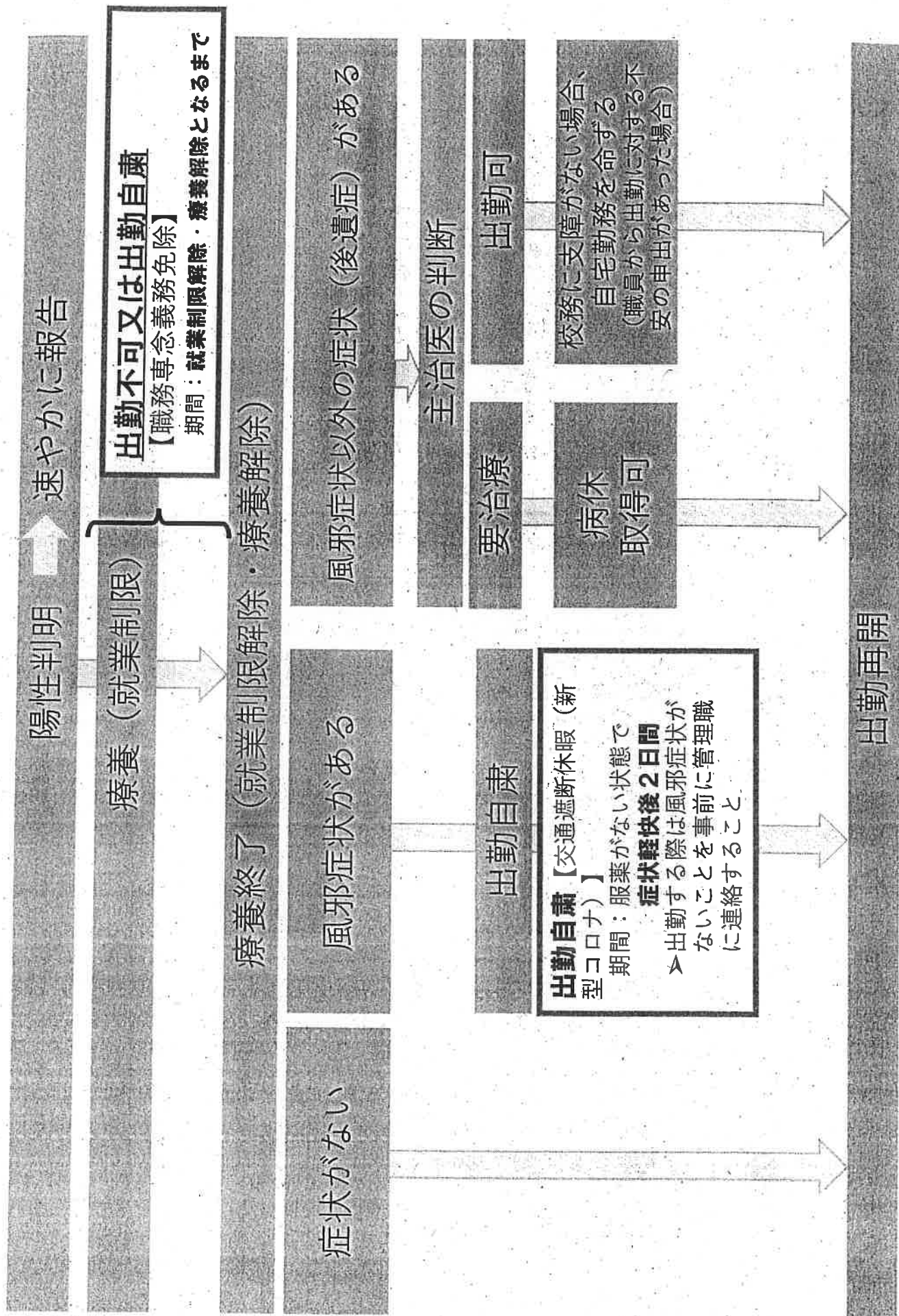
学校等の臨時休業等により、
職員が子の世話を行わなけれ
ばならない場合

【交通遮断休暇（新型コロナウイルス）】

期間：学校等が新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業しており、
職員以外に世話をを行う者がいない間

- (注) ①職員が検疫法に基づく停留又は協力要請の対象となった場合及び海外から帰国した場合には、必ず管理職に報告をさせていただきます。
②出勤自粛の取扱い、管理職への報告については、会計年度任用職員等についても同様に取扱いさせていただきます。

職員が新型コロナウイルス陽性となった場合の取扱いについて



職員の家族が新型コロナウイルス陽性となった場合の取扱いについて

<家族の状況>

- ①家族の発症日
(無症状の場合検体採取日)
- ②同居内で感染対策を講じた日

※出勤自粛
※速やかに報告

陽性判明
(就業制限)

※速やかに報告

療養終了
(就業制限解除)

家族の健康観察期間
終了

<職員の服務上の取扱い>

①、②のいずれ
か遅い方が
最終接触日

最終接触日を0日
目として5日間

職員本人が濃厚接触者となった場合に該当

出勤自粛

【職務専念義務免除】

期間：健康観察期間（感染者との最終
接触日を0日目として5日間）
が経過するまで

出勤再開